

平成28年度 第4回小城市男女共同参画審議会 議事録

開催日時：平成28年11月4日(金) 午後4時～午後6時8分

開催場所：小城市役所 西館 2階 大会議室

出席委員：吉岡委員、原委員、福成委員、森永委員、古賀委員、西村委員、堤委員、
百崎委員、大平委員、船津委員、半田委員、大迫委員

事務局：(総務部 企画政策課)

熊谷企画政策課長、楠田企画政策課副課長、池田市民協働推進係長、
山田主査

傍聴者数：0名

議 事 録

午後4時 開会

1. 開 会

(企画政策課長) 皆さん、こんにちは。只今から第4回小城市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。前回から熱い議論をしていただいて本当に感謝しております。本日もまた、実りのあるものでありますようお願いいたします。

今日は、議事の中にもありますように前回の審議会で基本目標 から までの審議が終わりましたので、 と の審議をお願いします。では、吉岡会長よろしく願いいたします。

2. 議 事

(吉岡会長) こんにちは。今日は、今ご紹介いただきましたプランの後半部分、後半を中心に行いたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、お手元の議事次第(1)第2次小城市男女共同参画プラン(案)についての です。第3回審議会が出た意見に対しての対応について資料に従って事務局の方からご説明お願いいたします。

(1) 第 2 次小城市男女共同参画プラン (案) について

第 3 回審議会での意見等について

「資料1 第3回小城市男女共同参画審議会での意見対応状況一覧」

「資料2 第2次小城市男女共同参画プラン(案)」に基づき事務局より説明。

(吉岡会長) どうもありがとうございました。今、事務局の方から前回の審議会に出た意見を踏まえて修正がなされた箇所、現行案を含むとされる場所それぞれご説明がありました。では、今のご説明について何かご意見やご質問などありませんか。

(半田委員) 34ページの女性委員のいない審議会等の数のところに8と出ています。これは全部の審議会の中の何パーセントなのかというものがあつた方がよりいいかなと思います。いくつかの審議会の中で女性のいない審議会は、というように書き加えていただけたらどうかと思いました。

(吉岡会長) この点いかがでしょうか。

(企画政策課長) すいません。審議会が年度によって開催されているときと開催されていないときがありますので母数が変わってきます。最近、農林関係の審議会でも女性が委員に入るようになっていきます。しかし、入っていないところは8とこれが限られている審議会なのでパーセンテージで示すというのは、あまり出してもどうなのかなと。逆に固定化されているのでそれよりは数を1つずつづつしていくという言い方は語弊があるかも知れませんが、こちらの方がいいのではないかとというように事務局では考えました。

(半田委員) 審議会の数はどれくらいあるのですか。

(企画政策課長) 資料を持ってまいります。審議会の数とその年度によって先程も言いましたが違いますので、例えば60あつて8と30あつて8では、全然割合が違ってきますので算出したパーセンテージだとわかりづらいのかなというように思い、確実に女性が入れるような審議会を増やそうという考えのもと数で行つた方がいいのではないかとというように事務局では判断しています。

詳しい資料、現在の審議会の数は後でご報告させていただきます。

(吉岡会長) 私からも質問ですが、29ページの審議会等委員の女性の参画率の方の分母はど

のように算出されているのでしょうか。

(市民協働推進係長) 29ページの審議会等委員の女性の参画率ですが、分母は全審議会委員の総数で、分子が全審議会委員の中の女性の数になります。

また、平成27年度の審議会等の数は、全部で57でした。57のうち8つの審議会等は、女性の委員がいなかった審議会ということになります。

(船津委員) 現状値で平成27年度の母数の数がわかっているのですよね。

(半田委員) 女性のいない審議会の数は57分の8ということですよ。

(吉岡会長) 今の事務局の説明を聞くと割合の場合には、例えば極端な話27年度で審議会の数が全部で100、33年度は120だということで割合としては出せるけれど、全ての審議会がどれくらいだということが現段階では言えないということですよ。

(大迫委員) 数字だけ8とみてもピンと来ないので、平成27年度開催の57審議会のうちと別添えて明記されるとイメージがつくのかと思います。

(市民協働推進係長) 平成27年度の現状値を57分の8、平成33年度の目標値の母数は現在特定できませんので、現状と同じで57分の4と表現したらどうでしょうか。

(福成委員) 4という数字は、57を母数としてイメージして出てきているのであれば、あくまで33年度なので先程おっしゃった審議会の数は予測がつかないので予想数値という形で57分の4と書いていただくとイメージはつきやすいかなと思います。33年度にもしかすると審議会が30になっているかもしれないし、100になっているかもしれないけれど、母数が変わればパーセンテージの上の数字も変わってもいいのかなと思いますので、その基準がどこなのかということがわかった方がいいかなと思います。

(吉岡会長) 57分の4というようにしていただいて審議会の総数は変動しますと注記を書いてもらうようにしましょうか。

(市民協働推進係長) それでは27年度現状値を57分の8、33年度目標値を57分の4で表記したいと思います。

(吉岡会長) そのように対応していただくようにしたいと思います。その他いかがでしょうか。

私の方から。今日の資料1の番号8番のところ。ページで言うと30・31ページ目のところですが、私が気にしすぎかもしれませんが30ページ目の赤で今回付け加えてもらったところ、「子育て支援制度、介護保険サービス制度だけでは細やかな支

援が難しい状況の中で」とあります。確かに現実としてはそうなのかなと思うのですが、やはり難しくてはならないというか、公的なサービスによってなんとか賄われるということがあるべき姿であってそれを追認するというのは、よくないなという感じが個人的にします。現実には、もちろんそれを目指そうとしても現実には難しいということはあるにしても、それをプランの中で最初から難しいと書いてしまうというのは私個人の意見としては望ましくないかなと。本来は公的なサービスで賄えるということがあるべき姿だと思いますので私自身、気になるというのが一つあります。

それから次のページにそれを受けて事業 14というのが付け加えられていますが、ここでの互助というのは、地域の中での互助ということかなと思います。だとすれば次の基本事業 地域における男女共同参画の促進のところにあってもいいのではと思います。

それと前回の審議会で出たのは、基本事業 家庭における男女共同参画の促進ということで事業が12、13だけでは子育てに関する事業だけしか出てきていないということで、同じように家族の中での介護の問題を考えるときにも男性が介護にかかわるときにどういう風にすればいいのか、例えば講座等があるというような形で家庭内の介護を何か支援するような取組みがあったほうがいいのではないかというお話があったと思いますので、何か意味内容が若干違うのかなという気がします。

(市民協働推進係長) その件に関しては、家庭における介護について高齢障がい支援課と話をしました。今現在の現状としては、家庭で介護というよりも地域で介護という方向に向かっており、地域で介護の体制づくりをしていくよう国の方針としても出ています。以前は、介護を家庭でということで介護の教室等を実施していましたが現在は実施しておらず、介護サービスを取り入れられるものは取り入れながら、男女を問わず地域全体で介護のことを考えていくという取組みが必要で、家庭だけにとらわれない方がいいと担当課からの意見によりこういった表現になっています。

(吉岡会長) なるほどですね。よくわかりました。確かにそこは難しいところでもあまりにも家庭の責任を強調すると家庭の中に介護を押し込められてしまうということで難しさは現にあると思います。だから地域でやっていくことですね。

(市民協働推進係長) プラン30ページの「支援が難しい状況の中で」ということですが。

(福成委員) よろしいでしょうか。多分、吉岡先生がおっしゃってくださったように私も家

庭内における介護というのは、0ではないと思います。ですから地域における介護が進んでいっているというのは、勿論そこは重要ですが、例えば文言として家庭における男女共同参画の促進の中で介護の部分を残せるのであれば、佐賀市でやっているのですが介護と仕事の両立セミナーというのをやってらっしゃいましたが、介護のセミナーなのですよ。仕事との両立セミナーになっておらず介護のセミナーなので例えば今後、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進というところに必ず介護の話が入ってくるので、そこで家庭における男女共同参画の促進における介護と事業所におけるワーク・ライフ・バランス推進における介護とそれを両立するセミナーのような感じで二つに乗った事業として実施をすれば単体で家庭における介護のような感じのセミナー、研修等をする必要はないのかなと思ったりします。在宅というのも色々な機会では増えてきていますので、どうしても家族が介護に接する機会ということが私はあると思いますし、なくなりほしくないと思います。医療機関が少なくなって病床数も少なくなってきていますので、在宅になったときにその介護というものが家庭にいらっしゃる方にも何か情報を得られるような方法があった方がいいのかなと思いましたが、家庭内における介護というメッセージは何となく残していただけると嬉しいなというように思いました。

(大迫委員) 私も先程、吉岡先生が言われたように事業 14は地域住民と書いてあるので次の基本事業、地域におけるということなのかなという感じがします。ですが、家庭におけるということにも、やはり介護の部分が欲しいかなという気がします。

(半田委員) 数年前に男性介護者の支援の会の立命館大学の先生に来ていただいてお話を聞きました。男性介護者が仕事を辞めて介護に入ることが本当に増えてきているそうです。私もそのとき、すごくびっくりしましたが、やはりそういう現実はまだこれからも続くだろうし、先程言われた介護と仕事の両立ということが、男性にとっての大きな課題になってくるのかなと思います。男性介護者を支援するようなところも男女共同参画の中で、どこかにそういう文言があってもいいかなと感じました。

(吉岡会長) 何かその他にこの点に関してご意見はありませんか。私も今、御三方がおっしゃったことと同じ意見で確かに家庭責任を強調しすぎてしまうと介護は勝手にどうぞという感じに受け取られかねないということがあります。そのことに注意して例えば福成さんからご提案がありました介護と仕事の両立というような形で家庭内の介護

を支援しますというようなことを一つ基本事業 家庭における男女共同参画の促進のところに挙げていただいて、事業 14で挙げてもらっているものを地域の方に移してもらおうとも考えていただこうかと思います。

それから、プラン30ページの文言に関しては、「子育て支援制度、介護保険サービスに加えて」という様なニュアンスでいいかなと思います。その他いかがでしょうか。前回の審議会で出た修正に関して資料1の10番目の女性人材バンクに関して用語説明をぜひと思います。今は審議会の委員に限定されていますが、活用の方法、拡充等も検討されるかもしれないということで、もしそういったことを検討される予定であればそれも用語説明欄に書き加えられてもいいかなと思います。

それから、11番目は前回、かなり力を入れて議論しましたが、対応が難しいということで変更なしとなっていますが、やはり身近なところ、行きやすい近いところに病児・病後児保育があった方がいいというのが審議会の意向ではあります。この事務局提案のところでは書かれているような方向で検討いただきたいということを改めて確認したいと思います。

何かございませんか。大丈夫ですか。では、前回の審議会で出た案の修正については確認したものといたします。今日の本題、議事 プランの後半部分になります。施策の方向、事業(案)について基本目標 と です。では、 の方からよろしくお願ひします。

施策の方向、事業(案)について《基本目標 ~ 》

「資料2 第2次小城市男女共同参画プラン(案)P44~50」

に基づき事務局より説明。

(吉岡会長) ありがとうございます。では前回と同様に施策の方向ごとに区切って見ていこうと思います。まず、44ページ目をご覧ください。全体に関わることですけれども基本的な考え方のところでは成果目標は、後でまとめてみるということで44ページ目に関して何かお気づきの点ありませんか。

(大平委員) 基本的な考え方のところのセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメ

ントの防止となっていますが、そこになどをつけてもらっていいですか。49ページの施策の目的のところはセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの、入っていますのでこちらも同じように入れていただいた方がよろしいかと思いません。

(吉岡会長) 確かに。では、基本的な考え方の最後の段に、などをいれてもう少し広く捉えるということで。

(市民協働推進係長) はい、わかりました。44ページのところマタニティ・ハラスメントの後になどを付け加えます。

(吉岡会長) その他44ページ目どうでしょうか。では、次の45ページから46ページ目にかけて施策の方向(1)生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進についてお気づきの点などありませんか。

(半田委員) 今、特に高校生ぐらいの子どもたちの中で覚せい剤、ドラッグを買うなどということが佐賀駅の近辺でもあるというようにだいぶ前から言われています。エイズと性感染症の予防プラスそういう薬物で健康被害がおきるという啓発が必要では。昔は、接着剤を吸っていて歯がぼろぼろになるとか私たちの若い世代のときはそういう話がありましたけれど、今また新しいハイになるようなものが簡単に手に入る様なのでそのことも必要かなと感じました。

(原副会長) SNSの発達で危険ドラッグは、都会だけの問題ではないというところはあると思います。例えばここに入れるかどうか、情報提供というところではあってもいいのかなと思います。この事業 40の情報提供を行うというのは、主に誰に対してなのでしょう。

(市民協働推進係長) 市民の方、全般です。

(原副会長) 児童生徒に関して子どもたちに対しては、事業 37の中でということですね。

(市民協働推進係長) そうです。学校教育の中で児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育の実施、事業 37になります。

(吉岡会長) では、そこに文言を追加するというのはどうでしょうか。

(企画政策課長) 薬物のご指摘ありがとうございます。そのことに関しては、事業 37、児童生徒の発達段階に応じたというところで、小学生に行うわけにもいきませんのでやはり中学生くらいというようなこととなりますが、保健教育に含めて行うことになる

と思います。まずもって薬物は法律違反でもあります。市民全般に対して薬物の健康被害に関する情報提供は、事業 40と合わせて行い、子どもたちに対しては薬物ということを出すのがいいのかどうかは議論すべきことだと思いますが、発達段階に応じた保健教育の中で確か、薬物の教育もされていると思います。薬害の話、喫煙等の健康被害の話もされていると思いますので、事業 37の中に含めさせていただきたいというように思っております。

(堤委員) 小学校でも薬物乱用防止教室や、タバコの害・防煙教室等そういうものは、行います。その辺も含めていただいてもいいのかなと思います。

(吉岡会長) ありがとうございます。では、その他45ページ46ページ、いかがでしょうか。

(森永委員) 45ページの現況と課題で、生涯を通じてからの文で「性差をふまえた心身の状況を理解し、」とあります。この性差という言葉が今、男女の差は元々ないものと思っておりますけれども性差が男女の差というイメージが出ると思いますので、ここは、「互いの心身の状況を理解し、」でどうでしょうかと私は感じました。

(吉岡会長) 性差という言葉についてですね。この点に関して他の委員の方はどうでしょうか。

(半田委員) 互いの違いの方がもっと広がるような感じですね。

(吉岡会長) 下から3行目に今後も、「男女が互いの性を理解し、」という言葉が書かれていて、確かに性差というと性別による差異を全面でという印象はありますね。ただ、そこをふまえてそれぞれの心身の発達について女性・男性それぞれ理解するということの重要性のようなものもあるとは思いますが。ご意見はいかがでしょう。性差という言葉を残すか、森永さんよりご提案があったように互いのというような形に直した方がいいかなということですが。事務局何かご意見ありますか。

(市民協働推進係長) いきなり互いのとなると、何が互いなのかとなるのではと思いますので、変更するとすれば、「男女がお互いの心身の状況を理解し、」というように変更した方がいいのではないのでしょうか。

(原副会長) 男女共同参画のプランなので森永委員のお考えでもいいのかなと思う一方、性差をふまえた医療などの発達ということもあって、それが結果的に相互理解につながる部分というものもあるのではないかと思います。この言葉は非常にどちらがいいのか悩ましいと思います。

(市民協働推進係長) 吉岡会長が言われたように、下から3行目には「男女が互いの性を理解し、」という言葉が入ってきますが、どうでしょうか。

(船津委員) 差という漢字のイメージが悪いのでは。「性の違いをふまえた」ではどうでしょうか。

(古賀委員) 身体健康というものに、性差はあるかなと思います。やはり男性と女性で違うところがありますので、この場合の「性差をふまえた」というのは、私は妥当かなと思います。

(船津委員) 差というと上下関係のイメージがあるのですが、私だけでしょうか。

(古賀委員) 上下ではなく、これは健康づくりなので...

(半田委員) 上下というより隔たりを感じます。

(市民協働推進係長) この部分ですが、「誰もが元気に暮らすには、性の違いをふまえたそれぞれの心身の状況を理解し、互いを尊重し合い、」ではどうでしょうか。

(吉岡会長) 「それぞれの性別をふまえた」ではどうですか。「それぞれの違い」や「お互いの違い」だと女性と男性の違いをふまえたということがわかりません。でも、その要素は、確かに古賀さんがおっしゃったように大事なところがあります。ただ、差や違いの言葉を回避したいということがありますのでどうでしょうか。他にも何か言い案がありましたら。

少し保留にして先に進めて、また後から考えていきたいと思います。47ページ目と48ページ目いかがでしょうか。

(半田委員) 事業 43の高齢者の介護予防という言葉ですが、認知症予防だとわかりますが介護の予防とは。介護することを予防する、何か言葉としておかしいかなと思いました。

こちらはお願いになりますが事業 46に外国人に外国語版母子手帳を交付するとありますが、どこの国の言葉かもし分かれれば何語と書いていただいた方が親切かなと思いました。

(吉岡会長) 2点ですね。まず介護予防という言葉...

(市民協働推進係長) 介護予防ですが、認知症だけでなく高齢に伴って体が動きにくくなるということもあると思いますので、身体の部分を含めた介護予防です。

(半田委員) 介護を予防、介護することを予防するというのは。

(福成委員) 介護にならないように。

(半田委員) そのように読み取れない。

(福成委員) 介護予防という言葉はあります。使います。介護施設でも介護予防として体操教室やレクリエーション等そういうものです。

(半田委員) 介護にならないことを予防するということで、介護予防という言葉が確実にあるわけですね。

(福成委員) 半田さんがおっしゃるように介護を予防するとは、と思われる方もいらっしゃるのかもしれませんが、誰にでもわかるように介護にならないようにと言葉に変えることは有りなのかもしれないですね。

(吉岡会長) 介護状態にならないようにということですね。用語としてあるのであればこのままでも。確かに半田さんがおっしゃる誤解もあるのかなとは思いますが。

(古賀委員) 「介護予防・生活支援対策」と「・」にしないで「高齢者の介護予防等」や「介護予防や生活支援等の対策を充実する。」と、持ってきたらわかりやすいでしょうか。これは高齢者の介護予防と生活支援対策で、生活支援という言葉は一緒にかかったものですよね。高齢者が介護を受けなくていいような予防策とそういうことへの生活支援策を一緒にするという事だと思いますのでその文言を何か少し入れたらわかりやすいかな。

(吉岡会長) 文章の形を変えてもらうということも有りかもしれない。

(市民協働推進係長) 担当課の方と検討します。

(吉岡会長) 介護予防の用語を使わずに説明するような形でむしろ書き直してもらうことも。それから、事業 46の外国語版のどのようなものがあるのかということでしたが。

(市民協働推進係長) 何カ国あるのかは確認を取らないとわからないのですが、英語版はあります。

(吉岡会長) その他47、48ページいかがでしょうか。

(原副会長) あえて書く必要もないのかもしれないのですが、生活に困難を抱えた女性と、ひとり親家庭の状況ということが多問題化をおこしていることや、関係性の孤立ですが、貧困というのは結局お金がないだけではなくて関係性の貧困に陥っている人がすごく多いですよ。そうすると、現況と課題の3行目にある「総合的な支援対策ということが必要」ではあるのですが、おそらく多職種が連携していく中でそれが実現され

るものだと思います。多職種連携を総合的な支援対策というように包含して一言で言うのか。もしくは、行政の立場として連携をすることが重要であるということをあえて書くのか、そこのところがあってもいいのかなと思いました。

(吉岡会長) どうでしょうか。

(市民協働推進係長) それでは、3行目のところに「就労・自立の支援を含めた関係機関等による総合的な支援対策が必要です。」という表現でどうでしょうか。

(原副会長) 表現が難しいことは確かにあると思うのですが、プラン自体が総合的な支援対策ということに関係機関が連携することを前提として書いてあるのであればいいと思うのですけれど、関係機関の連携を実際にやりましょうというのはなかなか難しいという現状があるわけです。あえてここで、この言葉で流してしまうものなのか、あえて連携をしないといけないということを書くものなのかということです。私たちは、もう連携するのは当たり前だとわかっているわけです。ですが、実際はそれが中々うまくいっていないということをおまえてどう表現するのか。

(事務局) 基本的には、原所長がおっしゃるように連携していくつもりで今、色々なところで各課各部署と連携したり、関係団体と連携しています。そこが基本で更にということをごどこまで書けるかということは、今ここですぐには文章が出てこないのですが、今現在、子育て支援などの相談に関しては、市役所内では先程言われた多職種連携を、庁内では目指していますので更にもっと巻き込むというところをどう書くのかという課題になってくるとお思いますので検討させてください。

(吉岡会長) 市役所、庁内外、関係部署、関係機関との連携ということについては検討していただくということにしたいとお思います。

その他大丈夫ですか。

(大平委員) 事業 46の「在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。」とあります。

事業 13に「父子手帳を配布する」とありましたので良かったら、父子手帳も外国語版を用意していただけたらいいかなとお思いました。

(市民協働推進係長) その件については、担当課の方と相談をしたいとお思います。

(吉岡会長) ありがとうございます。その他、ございますか。大丈夫でしょうか。

では、基本目標 の最後のところ、49ページと50ページのハラスメントに関するところですか。何かご意見はありませんか。

(百崎委員) 質問ですが、50ページの「市役所におけるハラスメントの防止のため研修会等を充実し、」というところでこれについては、書類といいますが、ポスター等そういったものは作成されていますか。

(市民協働推進係長) ハラスメントの研修ということですが、現在も職員研修は実施していますが、ポスター等は作成しておりません。庁内の掲示板で研修会への参加を促す方法を取っています。

(百崎委員) 館内にポスターを掲示するというようなことはないのですね。研修ということで。

(市民協働推進係長) 市役所のハラスメント防止の担当課は総務課になりますが、ポスターは見たことがないような気がします。

(百崎委員) ありがとうございます。

(吉岡会長) ハラスメント防止のポスターというのは、そもそもありますか。

(市民協働推進係長) 女性に対する暴力をなくす運動期間や児童虐待防止月間が、11月になりますがそういったポスター・チラシはありますが、ハラスメント防止のポスターは見かけませんね。

(原副会長) 50ページのところ事業 48「ハラスメントや性犯罪被害の相談窓口」で性犯罪の定義をどう考えるのかですが。例えば性暴力をハラスメントの方に含めていて性犯罪というのを本人が告訴したり、被害を訴えれば性犯罪として扱われるものなのか、そもそも性犯罪を申告するのは警察になるので性暴力という言い方にするのか、もしくは、性暴力・性犯罪というように併記するのか、その辺りはどうでしょうか。

(市民協働推進係長) そうですね、犯罪になると警察の方になるわけですね。このプランの中では、事業 48の相談窓口は佐賀県医療センター好生館にあるさがmiraiを想定していましたが、「性暴力」がいいでしょうか。さがmiraiの相談対象はどうなっていますか。

(原副会長) さがmiraiの定義は、性暴力を広く定義づけしています。性暴力の中に一部性犯罪が入っているという見方なので、全体を包含する言い方としてはさがmiraiでも性暴力という捉え方です。

(市民協働推進係長) では、基本事業 はすべて「性犯罪」を「性暴力」に修正したいと思います。

(吉岡会長) より広い概念で性暴力という言葉を使ってもらおうということにしたいと思いません。その他、49、50ページについて。

(半田委員) ハラスメントという言葉が、49ページの最初のセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどという表現から50ページでは、ハラスメントと全部表記がハラスメントだけになっています。それでこの言葉がどれだけ馴染みがあるのかと思い、用語解説を見たらハラスメントだけの用語解説がないので付けた方がいいのかなと思います。

(吉岡会長) ハラスメントだけを取り出した用語解説ですね。

(半田委員) セクシャル・ハラスメントとマタニティ・ハラスメントは、用語解説に入っていましたけれど。

(市民協働推進係長) ハラスメントも用語解説に入れたいと思います。

(吉岡会長) そのように、ハラスメントを取り出した用語解説も追加してもらおうということにします。

基本目標 の全体について何かありませんか。性差の問題が残っていますが、ひとまずよろしいでしょうか。それでは、基本目標 については審議したということで、基本目標 についてご説明をお願いします。

(市民協働推進係長) 基本目標 の説明に入る前に、ご質問がありました外国語版母子手帳は、何語があるのかということですが、担当課に確認をとりました。英語と中国語とハングル語があるそうです。

それでは、基本目標 の説明に移りたいと思います。

「資料2 第2次小城市男女共同参画プラン(案) P51～59」

に基づき事務局より説明。

(吉岡会長) ありがとうございます。基本目標 は、配偶者等に対する暴力のない社会づくりになります。51ページについて何かお気づきの点はありませんか。

大丈夫でしょうか。

では、施策の方向(1) 52ページと53ページについて何かご意見などありませんか。

53ページのDV総合センターの事業を活用している中学校とありますが、中学校は全体

では何校ぐらいありますか。

(市民協働推進係長) 4校です。

(森永委員) 52ページですが、下から2行目に「県や教育機関と連携を」となっていますが、「連携しDVの未然防止」ではないでしょうか。

(市民協働推進係長) 52ページの下から2行目ですね。「県や教育機関と連携し、DVの未然防止教育を推進していくことが必要です。」に修正します。

(吉岡会長) ありがとうございます。そのように修正していただきます。他には...

では気付かれたらまた、後から言っていただくことにします。

54ページから57ページまで、施策の方向(2)安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実について何かございませんでしょうか。

(半田委員) すみません、51ページに戻りますが、成果目標のところDV被害を受けた際に我慢した・相談しようとは思わなかった市民の割合を60パーセントにということですが、65.5から5.5パーセント減らすということで、もう少しこの数字はがんばってもらってもいいのかなという気がします。もう一つ55ページの事業 52の数値目標ですが、市の職員の受講者が58人で目標が60人ということですが、市の職員の数、全体の数を把握してないですが、少ないのかなというように感じました。

(吉岡会長) すみません、成果目標と数値目標は、まとめて後から次の議題として審議したいと思いますのでそこを覚えておくということにして職員の数は何人ぐらいですか。

(市民協働推進係長) 市職員は約350人です。

(吉岡会長) 60人というのは関係部署だけということでしょうか。

(市民協働推進係長) 例年、新規採用職員、DV被害者支援に関わる担当課に異動してきた職員、担当課の職員を対象にしていますが、毎年全員受けるということは難しいので2年に1回程度は受講してもらおうという事で60人としています。目標については、後程審議していただきたいと思います。

(吉岡会長) 今のことをふまえてまた後ほど、検討してみたいと思います。

その他のところはいかがでしょうか。

(福成委員) 質問ですが、55ページの事業 52「市相談担当者等に対して研修を実施し、女性(母子)にかかわる相談機能を充実させる。」とありますが、ここは、あえて母子を出していらっしゃるのか、男性に対するというか旦那さんに対するDVもあるという

ように最近聞いています。あえて出してらっしゃるのかどうかを聞きたいなと思いました。

(市民協働推進係長) これは、DVに関する相談はもちろんですが、複雑多様化する母子の相談、自立支援なども含めた全体的な母と子にかかわる相談と考えています。

(福成委員) 相談機能を充実させるとなったときに、例えばカウンセリングをするというとき、聞きだしをするときにも例えば女性が男性に話を聞くのと、女性が女性に話を聞く、また、男性が女性に話を聞くのとでは、多少違ってくるといえるのかなと思います。その色んなことを含めた相談機能の充実、すみません、何を言いたいのか、わからなくなってきたのですが、あえてのところなのか、原先生どうでしょうか。

(原副会長) 男性被害者の相談は、おそらく市では難しいです。大体、県の方で引き受けて行うことが多いので、相談機能や研修を充実し、というところでは、DVそのものの理解が当然、必要だと思いますので全体的なDV対策を考えると、この文言自体はそう違和感はないです。

(船津委員) 実際、男性から子育て支援の方にお父さんからですね、DVといいますか、精神的なことで家族から無視をされているという相談をしたいときに、市には、女性しか相談できる窓口がないからというようなことを私に言われました。それで県、アバンセの方をご紹介しましたが、県までやはり、行かないといけないのかなという感じで言われました。ここであえて女性や母子という言葉を出すと、実際に小城市内にも相談したい方は、いらっしゃって、誰に言ってみようもないから、私にと言われて相談があり、市役所にはそういう窓口がないよねと言われました。DVというと女性のイメージがありますが、今はお父さんでもそういう声もあります。

(原副会長) もちろん、困ってらっしゃる男性の相談というのは、市民相談レベルで受けるものだと思いますので、まったく市が対応していないわけではないと思います。ですが、DVというところに特化して見たときにDVの被害を自分が受けているという男性の相談自体は、聞く側にも技術的に難しいものが実はあって、そこまでなかなか体制をとることは難しいところもあります。ここでの女性・母子という文言を併発したとしても、例えば男性の相談まで受ける体制をつくります、ということはなかなか書けない。全体の数や重篤度は、圧倒的に女性の被害者が多すぎるので男性の相談を同じように並べるような書き方や、そういう策もなかなか取りにくいということが現

状だと思えます。

(吉岡会長) 男性被害者に対する対策というのは、各地で話題にはなっていますが、なかなか今の市の自治体レベルでの対応は難しいということがあります。でも、県につながりということは、考えられるので必要に応じて先程、同じような関係機関の連携は、書かれていたような気がします、54ページの下のところですね。「課題解決に関わる部署や関係機関が連携し」というところで男性被害者に対して当座、対応するしかないのかなとは思っています。

船津さんがおっしゃったように県までというのであればもう、そこで相談が止まってしまうということになるとよくないので、可能ならば身近なところにも、もちろん色々ところに窓口があってもいいのかな、難しいとは思いますが。

(原副会長) 男性被害者に関しては、現状というのはアバンセの男性相談等につないでもらって、今後の課題になるとはもちろん思っています。

ひとつは、国の方も加害者更生プログラムについて、加害をしている人をどう選択するのかということに、男性被害者も出てきます。そういう体制を今後、国が推進していく中で県は、もちろんそれに追従しながら体制をつくらうと思っていますので、そういうところでもう少し充実したものがでてくると思いますから、ここはまず、現状をふまえたところでの課題をおさえるということでご理解いただければいいのではないかなというように思います。

(吉岡会長) わかりました。事業 52について先程の説明の中では、女性(母子)にかかわる相談機能というときにDVにウエイトがあるのか、それとも母子が抱えている悩み全般の相談になるのかどちらでしょうか。

(市民協働推進係長) この事業についてはもちろんDVの相談機能の充実になりますが、DVの相談には付随する色々な相談が複合的に含まれているということで、母子、子どもも含めた全般的な相談と考えています。

(吉岡会長) 育児の悩みのようなことは、どこで相談するのですか。

(市民協働推進係長) 育児の悩みは、健康増進課の母子保健係で受けています。59ページの事業 67の「各種相談・健診等での暴力の早期発見」という部分については、母子保健係が関わってくると思います。また、子育て支援全般の相談については、37ページの基本事業 女性の活躍推進のための環境の整備の事業 27になります。子育てや家

庭教育に関する相談等は、こちらの事業になるかと考えます。

(吉岡会長)では、事業 52はDVを中心としてそれにまつわるものを含めてということですね。ここは、女性(母子)という言葉を残すということによろしいですか。

それでは、残すということにいたします。

(大迫委員)質問します。あえて母子ということは、どういう意味を持つのでしょうか。

(市民協働推進係長)女性でDV被害者である場合、母と子どもが一緒の場合が多く、DVに対する相談だけでなく付随する母と子に対する様々な支援が必要になってくると思います。保育園・学校、健診等、母親だけでなく子どもに対する支援も必要で、女性だけではなく母子としています。

(原副会長)これまでだとDVの支援というものが、子どもが置き去りにされていたという認識があって、母子、特にお母さんと子どもとそれぞれの支援というのが大切だということがよく言われていることです。ですから、支援の視点としては、お母さん、子ども、そして母子としてどう支援をするのかという見方がありますので、あえてここで母子というように書かれること自体は、支援の現場からすると違和感はないです。

(吉岡会長)事業 52については、現状通りということにしたいと思います。よろしいでしょうか。その他の点で何かございますか。

では、最後の施策の方向(3)も含めて58ページ、59ページについて何かございませんでしょうか。

(原副会長)56ページ基本事業 二次被害のところに戻りますが、文言はこのままでいいと思うのですが、例えば二次被害を役所の窓口で受けたとしても苦情申し出をする方は、滅多にいないです。多分、誰にも言わない状態で市役所の窓口で何もしないで隠れてしまうことがほとんどなのです。ですから、ファーストコンタクトの最初に関わったところの二次被害というのは、非常に痛手になり、他の機関につながらないということが起きます。ですから、相談支援体制の確立のところに書いてあるように負担を軽減、情報共有そして相談支援体制の充実というのがあってやっと、二次被害ということが防止できる方向になると思います。そのところを一つ加えていただいて相談を受ける窓口の方に対する教育・研修等を特に充実させていく必要があるのではないかとこの私の意見として申し上げます。

(吉岡会長)そこは検討をふまえていただくということにしたいと思います。職員研修の充

実等で二次被害に備える体制をぜひお願いしたいと思います。

(西村委員) 相談にお見えになる方は、私は三日月なのですが、三日月以外の小城や牛津からお見えになります。やはり特にDVの場合は、そういう傾向があって過去、経験したことで言いますと、三日月以外の方で夫からの暴力にどう対応したらいいのかという相談があり、三日月にお見えになりました。ここで相談に乗りましょうか、という話をしたときに、ここではまずいのでどこか場所を変えてもらえないかと言われました。法務局に相談して法務局の部屋を取ってもらって、そこにわざわざ来ていただいてそれから相談を受けました。そのときに、対応できない場合は、法務局の課長に言おうかと思いましたが、本人さんに納得していただいたという経過がありました。やはり、相談窓口を設定する場合には、よほど気を付けて設定していかないといいけません。その辺を十分注意してあげてください。

(原副会長) 今、おっしゃられた状況というのが佐賀県内全域でもありまして、自分の住んでいる地域では相談しにくいということは、今でもあります。県の方針としては、例えば小城市の方が小城市役所で相談しにくいけれど隣の近隣の市町であれば相談できるというので、それは対応しましょうということで一応、県内ではそういう方針を取っています。ただ、福祉の支援が必要だったときに結局、小城市の方は、小城市に相談してもらわないといけなくなってしまいますので、一時相談は、できればどこでも受けられるようにして、福祉支援が必要になった分については、やはり確実に市役所で対応してもらおうというところです。その辺は、二本立てで今後も行っていかなければいけないのかなと。

(吉岡会長) 確かに身近なところこそ相談できないということは、十分ありうることです。本当にプライバシーが守られるのかどうか、勿論、守られるのですけれども、相談に繋がっていかない場合があるかと。

55ページに戻りますが、事業 53「DVに関する相談窓口の周知を図る。」とあります。プライバシーの問題や、市内外の県の支援団体の相談窓口についての案内等、そこを書くと先程の男性被害者の問題も、完全には解決できませんけれども、少し配慮した形になるかなと、適切な言葉は思いつかないのですが。

(市民協働推進係長) 事業 53の中に入れるということですか。

(吉岡会長) あえて書くというのはどうかと。

(市民協働推進係長) 市報やアバンセが発行されているチラシ等には、アバンセの男性の相談窓口や、女性に関する総合相談が行われていますと相談窓口の広報の実施はしていますが、あえて書くべきでしょうかでしょうか。

(吉岡会長) 私も確信を持って言っているわけではないですけど。

(半田委員) 周知を図るという点では、市報等で書きつつ、例えばトイレで見かけるものがすごくいいと思うのですよ。そこに入れるような小城市の広報も今後、作っていくようなことも考えていただきたいなと思います。

(市民協働推進係長) 市内の公共施設には、相談窓口等の紹介が書いてある小さめの名刺くらいの大きさの物を置いています。県かアバンセで作成されていますが、県内全域の相談窓口等も含めて書いてあるのでトイレに置くようにしています。

(吉岡会長) DVに関して全体的にないでしょうか。大丈夫でしょうか。では、基本目標 まで審議を終えたということにしたいと思います。

残り10分ですが、先程の基本目標 の性差という言葉の問題が取り残しになっておりました。先程出た案では、性差という言葉を維持するという案、それから、性の違いという言葉にするという案、お互いやそれぞれという言葉を使うという案、それぞれの性別をふまえたというような4つほどありました。

(市民協働推進係長) すみません、いいでしょうか。国の第4次男女共同参画基本計画の中に「安全・安心な暮らしの実現」というところで第6分野に「生涯を通じた女性の健康支援」とあります。その中の基本的な考え方の中に「男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを総合的に推進する。」と、国の計画にも性差という言葉は出てきています。

(吉岡会長) 国の計画に出てきても、あくまでも警戒すべきではないかと、私は思うのですけれど。個人的な意見ですが、男女共同参画基本法の法律の中にも同じことが確かにあるような気がして、それは妥協の産物で性差と言っているわけです。政治的な問題はあかなと思います。確かにこの国の計画にあるのですけれどなおさら注意した方がいいかなと思います。

(原副会長) 県の計画にも性差という言葉は使っているかと思いますが。

(半田委員) あえて使う必要はないかと思いますが。

(原副会長) 私は違和感がないので、むしろ性差という言葉を使うがゆえにその違いをもっと例えば科学的に理解するなどということで、つながるイメージが私にはできあがっていますので、他の案はピンとこないです。委員の皆さんの声や、事務局の判断でということでしょうか、私個人でいうと性差という言葉については、違和感はありません。

(吉岡会長) 委員の皆さんいかがでしょうか。

(福成委員) 多分皆さんが、言わんとしているところ、見ているところは同じだと思います。それで性差という言葉を使うか、あえて使わないのかというところの議論なのかなと思っています。うちの息子が今、小学校の4年生でこの前プリントを持って帰ってきました。生理が始まった子がいたのだらうなと思いますが、家庭での性教育をお父さん、お母さんから話をしてくださいというようなメッセージが来ていて、本人も学校で聞いたことを私に教えてくれるのですね。確かに女性に生理がきます、初潮がきましたということが、性差といってしまうとそこは、あるのかなとは思いますが、それをあえて先程、吉岡先生がおっしゃってくださった「それぞれの性別をふまえた心身の状況を理解し、」という言葉でも理解はできるのかなと思います。本当に難しい、結論が出ないなと思います。

(百崎委員) 難しいですが、やはり、ふまえたという言葉がありますので、どうしても男女の違いと持ってこなければいけないのかなと思います。違いでは、だめなのですよ。それぞれの性か、男女の違い、やはり差別の差があるからとおっしゃっているのですよね。

(船津委員) 私など性差といっても日常使っていないので、このさくらプランというのは、市民の皆様にお配りするプランなので、よりわかりやすい言葉の方が、専門の方が見るものではないので、字面を見ればすぐわかるということはあると思いますが、どちらがいいとか、悪いではないですが。

(半田委員) 吉岡先生が言われた「性別をふまえた」というのがきれいかなと思いました。感覚の問題ですが。

(大迫委員) 性別となったら性別って何だろうなどと思ってしまふところが、私にはあつて私は「それぞれの性を」がいいかなと思います。

(堤委員) ふまえたという言葉を残すと妙な形になりそうなので変えるならそこまで変えた

方がいいのかなと思います。お互いに心身の状態を理解しましょうということですよ
ね。

(吉岡会長) 時間もまいりましたので、すみません。今日で終わる予定だったのですが、議
題の成果目標などが残っていますので皆様お忙しいところですが、来週改めて審議会
を持ちたいと思います。そのときにこの件についても考えてみようかと思います。大
体、今の案で事務局の方でも考えていただくようお願いします。

今日一応、基本目標 から まで前回の審議会も含めて基本目標、施策の方向、
基本事業まで審議をいたしました。残っていますのは、今日の議題の 成果目標と数
値目標です。

(2) その他

(吉岡会長) 次回の日程調整をお願いします。

(市民協働推進係長) 審議会の開催ですが、事務局で考えておりますのが、16日水曜日の午
前中9時30分からどうでしょうか。

《日程の話し合い》

(市民協働推進係長) それでは、なかなか皆様の日程が合うことが難しいようですが、16日
水曜日の9時30分からということによろしいでしょうか。

今回は、成果目標と数値目標を検討したいと思いますので、欠席される方でご意
見などがありましたら事務局に連絡していただきたいと思います。次回の審議会で一
緒に協議をしたいと思います。すみませんがよろしくをお願いします。

(吉岡会長) では、皆様のご都合が合いませんけれど、今回は11月16日水曜日の9時30分か
ら行いたいと思います。欠席される方も多いので、欠席される方については、ご意見
がある場合、事前に事務局の方にお伝えいただくということにしたいと思います。

今日は以上で審議会を閉会したいと思います、よろしいでしょうか。

(半田委員) 第1次さくらプランとの比較といいますが、今さくらプランがどこまで進んで
いて、第2次に引き継ぐというようなこともどこかで検証したいなと思うのですが。

(市民協働推進係長) その件については、2回目の審議会のときに審議していただいたかと
思います。第2回審議会資料の男女共同参画に係る現状把握及び施策動向調査報告に

ありますが、現状把握と課題ということで審議しております。

(半田委員) すみません。確認します。

(吉岡会長) よろしいでしょうか。では、長時間ありがとうございました。

これで終わりにします。事務局にお返しします。

3. 閉会

(企画政策課長) 皆様、長時間どうもありがとうございました。冒頭にお伝えすべきでしたが、今日は、七島委員と藤井委員が欠席でした。すみません、遅くなりました。では、次回11月16日水曜日9時30分です。それから、当日ご欠席の方もいらっしゃいますが、開催することを重ねてお詫び申し上げます。今日、お渡ししました資料の中に成果目標、数値目標を入れておりますので、ここが気になるというところがありましたら、メールでも電話でも何でも結構ですので担当に言っていただければ当日、一緒に審議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。本当にありがとうございました。

午後6時8分 閉会